

可児市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱

平成 24 年 12 月 4 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が定めた機関による技術的審査)

第 2 条 法第 53 条第 1 項又は法第 55 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項の規定による基準に適合していることについて、次に掲げる機関（以下「市長が定めた機関」という。）による技術的審査を受けることができる。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関で、業として建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は新築の建築物の建設工事を請け負う者（以下「建築関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないもの
 - イ 当該機関が株式会社である場合にあっては、建築関連事業者が会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人であること。
 - ロ 当該機関の役員（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員）に占める建築関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 当該機関（法人である場合にあっては、その代表権を有する役員）が建築関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。
 - 二 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合にあっては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関を兼ねているものに限る。）
- 2** 市長が定めた機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項の規定による基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を認定申請者に交付するものとする。

(市長が必要と認める図書)

第 3 条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）第 41 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前条の規定により市長が定めた機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該市長が定めた機関が交付する適合証
- 二 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Ⅱの第 1 の 6 に該当する場合にあっては、前号の規定により市長が定めた機関（登録住宅性能評価機関に限る。）が交付する適合証を添付する場合を除き、

登録住宅性能評価機関が交付する品確法第5条第1項の規定による住宅性能評価書の写し又は同法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

三 低炭素化の基準告示Iの第2の1-3に規定する基準の審査にあたり、低炭素化の基準告示Iの第2の1-2(2)に基づき国土交通大臣が認めた場合にあっては、当該基準に適合する旨の認定書等の写し

四 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。)4の(2)③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域における場合にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等

(市長が不要と認める図書)

第4条 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- 一 前条第2号の規定により住宅性能評価書の写し又は住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、当該基準に適合することの確認に必要な図書。
- 二 前条第3号の規定により認定書等の写しを添えたものにあつては、当該基準に適合することの確認に必要な図書。

(建築確認申請書等)

第5条 申請者は、法第54条第2項の規定に基づく申出をする場合(法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)は、計画通知取扱申請書(別記第1号様式)を添付するものとする。

2 法第54条第2項の規定に基づき提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書は、正一通及び副一通(同法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)に準じた審査を要する場合においては、正一通及び副二通)とする。

3 構造計算適合性判定に準じた審査を要する場合においては、省令第41条第1項に規定する申請書の副二通を添付する。

(計画通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、低炭素建築物新築等計画に低炭素建築物新築等計画通知書(別記第2号様式)を添付し建築主事に通知するものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第7条 市長は、前条で通知した建築物に構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合には、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査を行うにあたり、建築基準法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関へ委託することができる。

3 市長は、第1項の構造計算適合性判定に準じた審査を行った場合は、前条の通知に構造計算適合性判定に準じた審査の結果の写しを添付するものとする。

(適合するかどうか判断できない旨の通知)

第8条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合するかどうか判断できない場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付を受けた場合は、適合するかどうか判断できない旨の通知書(別記第3号様式)により申請者へ通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書（別記第4号様式）により申請者へ通知するものとする。

(計画変更届)

第10条 認定建築主は、法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）の変更（省令第44条の規定による軽微な変更に限る。）をする場合は、当該計画変更に係る工事に着手する前に、低炭素建築物新築等計画変更届（別記第5号様式）正一通及び副一通に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

(申請の取下届)

第11条 法第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定を申請した者が当該申請を取り下げる場合は、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届（別記第6号様式）正一通及び副一通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築工事完了報告書)

第12条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（別記第7号様式）により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告するものとする。

2 前項の報告には、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付するものとし、必要に応じ工事写真を添付するものとする。

(認定建築主変更等届)

第13条 次に掲げる者は、認定建築主変更等届（別記第8号様式）正一通及び副一通を市長に提出するものとする。

- 一 認定建築主の一般承継人
- 二 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

(報告の徴収)

第14条 法第56条の規定による報告の徴収は、市長が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（別記第9号様式）により行うこととする。

(改善命令)

第15条 法第57条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（別記第10号様式）により行うこととする。

(建築取りやめ申出書)

第16条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出は、認定低

炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築取りやめ申出書（別記第 11 号様式）とする。
2 前項の申出には、省令第 43 条第 1 項の規定による認定通知書を添付するものとする。

（認定取り消し）

第 17 条 法第 58 条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取り消しの通知は、認定取消通知書（別記第 12 号様式）により行うこととする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。